

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「，センター及び寮」を「及びセンター」に改め，同項の表中「，センター若しくは寮」を「若しくはセンター」に，

「

	発達障害者支援センター	
青葉寮	指導係長	治療係長

を

」

「

	発達障害者支援センター	
--	-------------	--

に改め，同条

」

第2項中「，寮長」を削り，同条第5項中「，寮に寮長補佐，担当課長補佐又は担当係長」を削る。

第2条第3項中「，発達障害者支援センター長及び寮長」を「及び発達障害者支援センター長」に改め，同条第4項中「及び寮長補佐」，「，それぞれ」及び「又は寮長」を削り，同条第5項中「次条第6項及び第7項」を「次条第5項及び第6項」に改める。

第3条第1項中「，寮長」を削り，同条中第5項を削り，第6項を第5項とし，第7項を第6項とし，第8項を第7項とする。

第4条第1項中「，発達障害者支援センター及び寮の分掌する」を「及び発達障害者支援センターの分掌する」に改め，同項総務課の項第5号中「，発達障害者支援センター及び寮」を「及び発達障害者支援センター」に改め，同条第1項青葉寮の項を削る。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)